年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1	今回	のち	\sim ++	4.生	ÉΜ	畑亜
Ι.	- 5101	תאנט	つゼ	ハノマ	キひノ	似天

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成 15 年 9 月 から 16 年 11 月までは 30 万円、同年 12 月から 18 年 11 月までは 28 万円、同年 12 月から 19 年 3 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、平成21年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月から14年7月まで

② 平成15年9月から19年3月まで

③ 平成21年2月から同年10月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成15年12月から19年3月までの期間については、課税庁から提出された当該期間に係る給与支払報告書(個人別明細書)において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人は、15年12月から16年11月までは30万円、同年12月から18年11月までは28万円、同年12月から19年3月までは24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間②のうち、平成15年9月から同年11月までの期間については、給与支払報告書(個人別明細書)などの保険料控除額が確認できる資料は無いものの、当該期間は、直後の同年12月と同一の定時決定の期間であることから、同年12月と同額の標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付したか否かについては、A社は、既に適用事業所ではなくなり、当時の事業主から回答が得られないが、上記給与支払報告書(個人別明細書)から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払報告書(個人別明細書)により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③のうち、平成21年4月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成21年2月及び同年3月、並びに同年5月から同年10月までの期間については、上記給与支払報告書(個人別明細書)、申立人から提出された預金通帳及び雇用保険被保険者離職証明書(賃金額が記載)、並びに取引銀行から提出された普通預金異動明細表から判断すると、申立人は、同年2月は24万円、同年3月は28万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月は19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり事業主から回答が得られないが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書、給与支払報告書(個人別明細書)等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①について、申立人は、給与明細書等の給与支給額及び保険料控

除額を確認できる資料を所持していないところ、A社は、平成23年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の事業主からも回答が得られないため、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額に、遡って訂正された形 跡はうかがえない。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成 18 年 2 月から 21 年 1 月までは 20 万円、同年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月から21年3月まで

申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成21年2月及び同年3月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、同年2月は19万円、同年3月は22万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の総支給額及び保険料控除額から平成21年2月は19万円、同年3月は20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成 18 年 2 月から 20 年 11 月までの期間については、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票(20 年分)及び課税庁から提出された給与支払報告書・個人別明細書(18 年分及び 19 年分)により、申立人は、

当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高額の標準報酬月額 (20 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた ことが推認できる。

申立期間のうち、平成20年12月及び21年1月については、源泉徴収票等の保険料控除額を確認できる資料は無いものの、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間の源泉徴収票又は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は得られないが、上記給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険得料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から同年9月1日まで 私は、A社に継続して勤務していたが、同社C工場に転勤した際の厚生年 金保険被保険者記録が一部欠落しているので、申立期間について、厚生年金 保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び辞令の写し、並びに雇用保険の記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し(同社B営業所から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、正確な異動日は明らかでないものの、申立人と同時期にA社B営業所から同社C工場に異動したとする同僚の証言及び当該同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断して、申立期間については、申立人の同社B営業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年6月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に

係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を 還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履 行していないと認められる。

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない 記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主によ り賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当 該期間の標準賞与額を申立期間①は1万2,000円、申立期間②は23万3,000円、 申立期間③は22万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日

② 平成18年7月20日

③ 平成18年12月20日

申立期間①、②及び③において、A病院から賞与を支給されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の賞与台帳から、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万2,000円、申立期間②は23万3,000

円、申立期間③は22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月22日に、事業主が申立期間①、②及び③における事務手続を失念していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7410

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月12日

給料支払明細書により、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書(控)(21年夏賞与分及び21年夏分)及び平成21年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記給料支払明細書(控)(21年夏賞与分及び21年夏分)及び所得税源泉徴収簿(平成21年分)において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の申立期間に係る賞与支払届が未提出であり、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知国民年金 事案 3479

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から63年3月まで

昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については免除してもらった。それ以降の保険料についても免除を受けようとしたが、A市B区役所から「確定申告書を見る限り、保険料の免除は認められない。」との連絡があったため、申立期間の保険料は夫の分と一緒に納付書により金融機関で毎月納付したはずである。

保険料納付の事実を確認できるものは何も無いが、申立期間について、保 険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付書により納付したとしているが、A市の国民年金口座振替対象者一覧表、国民年金保険料検認状況一覧票などによると、夫については、昭和57年1月に保険料の口座振替の申込みを行い、同年4月から口座振替による保険料納付を開始し、59年9月に一旦、保険料の口座振替を終了しているものの、再度、同年10月に保険料の口座振替の申込みを行い、60年1月から口座振替による保険料納付を開始していることが確認できる。このことから、夫の申立期間の保険料については、59年10月から同年12月までの保険料を除き、口座振替により納付していたものとみられる。しかしながら、申立人については、夫と同時期(57年1月)に保険料の口座振替の申込みを行ったことが確認できるものの、保険料の免除を理由に同年5月に申立人に対する保険料の口座振替は廃止され、再度、申立人が保険料の口座振替の申込みを行ったのは、平成6年12月(口座振替開始は7年2月)とされていることが確認できることから、申立人は申立期間のうち、昭和58年4月から59年9月までの期間及び60年1月から63年3月までの期

間の保険料については、夫の分と一緒に納付書により納付することはできなかったものと考えられる。

また、i)申立人は、A市B区役所から保険料の免除は認められない旨の連絡があったため、申立期間の保険料を納付したとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については全て全額申請免除期間とされているものの、申立期間直後の昭和63年度については免除申請が却下となり、同年度以降は保険料を納付していることが確認できること、ii)申立人は申立期間の保険料を納付書により金融機関で毎月納付したとしているところ、同市では申立期間のうち、昭和58年4月から62年3月までについては3か月ごとに保険料の徴収を行っており、毎月の保険料徴収は、同年4月以降であること、iii)申立人が記憶する申立期間の保険料額(1人1か月7,700円ぐらい)は、63年度の保険料月額と一致していることから、申立人は、同年度以降の保険料納付に係る記憶と申立期間の保険料納付に係る記憶を混同している可能性も否定できない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票のいずれにおいても、申立期間は全て全額申請免除期間とされており、オンライン記録との食い違いは無い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付したとしているが、申立期間は 60 か月と長期間である上、5年度にわたり記録漏れ、記録誤り等が生じたと は考え難い。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は 見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

申立期間当時は、私の父親が従事していた農業を母親や夫と一緒に手伝っていた。家族の国民年金の加入手続や保険料納付は全て父親が行ってくれており、町内会の納税係が毎月集金に来ていたので、家族4人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、両親や夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年11月にA市に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、申立人が20歳となった37年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続が行われたとみられる昭和40年11月を基準とすると、申立期間のうち、37年4月から38年9月までは既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までについては、加入手続時点において、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、A市によれば、町内会では過年度保険料を取り扱っていなかったと

している上、申立人は、父親から保険料を後から遡って納付したと聞いたことはないとしているなど、父親が当該期間の保険料を過年度納付したと推認することまではできない。

このほか、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

A病院に、平成元年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年3月31日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書及びA病院から提出された人事記録により、申立人が平成元年3月31日まで同病院に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人から提出された「平成2年度市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書」に記載されている社会保険料を検証したところ、申立人は、申立期間(平成元年3月)の厚生年金保険料を給与から控除されていないものと認められる。

また、A病院は、「賃金台帳や保険料控除を確認できる資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月2日から46年10月17日まで

② 昭和46年10月16日から48年10月1日まで

私は、年金記録を確認したところ、申立期間についてはA社B店を退職した1年後に脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、また支給時期は、出産後で退職時の住居から昭和49年7月頃に転居したので脱退手当金を受け取れるはずもない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の転居先の住所地が記載され、昭和49年9月26日付けの「小切手交付済」の印が確認できる上、厚生年金保険脱退手当金裁定伺には、転居先付近の銀行が振込先(送金先)金融機関として記載されていることから、脱退手当金が支給されたことがうかがえる。

また、当該脱退手当金裁定請求書は、昭和49年8月6日に社会保険事務所 (当時)において受理された後、厚生年金保険脱退手当金裁定伺が作成され 決裁後の同年9月26日に支給決定されるなど適正に裁定手続を行っているこ とが確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立 人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給して いないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。